

第41回京都地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和元年12月6日（金）午後3時から午後5時まで

2 場所

京都地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

岡本昌子，角田敦志，川上治美，北村さゆり，小嶋信婦，高見 彰，

田波宏視，山舗恵子，吉田雅信，長谷川彰，石垣光雄，

小西義博，久保田浩史

（事務担当者等）

米山正明，安藤正樹，吉井英晴，有持忠博，栗山和昭，濱口昌紀，

濱田竜也，桑田芳男，八木章司，下村義之，出山洋子，周参見美奈子

4 議題

少額訴訟制度について

5 議事

- ・ 開会
- ・ 委員異動報告
- ・ 簡易裁判所における少額訴訟制度についての説明

- ・ 意見交換

京都簡易裁判所における少額訴訟について，事務担当者等から説明があった後，別添議事録概要のとおり質疑応答があった。

《発言者：●＝委員長，○＝委員，□＝事務担当者等》

- ・ 次回のテーマ

裁判員制度10周年のふりかえりについて

- ・ 次回開催日

令和2年7月14日（火）

(別紙)

【議事録概要】

- 少額訴訟事件の終局別の割合について、判決や和解、取下げがあるが、それぞれどのようなものか。
- 双方が話し合いで納得した場合に和解となり、和解が難しい場合は判決により結論を出すことになる。その他に放棄や認諾といった終局の形があるが、放棄は原告が請求を諦めることであり、認諾は被告が請求内容を認めることをいう。
- 和解による解決をしたくない場合には判決となるが、少額訴訟判決には、控訴ができないというリスクがあるため、判決によるか和解によるかの選択を求められる場面が出てくることになる。取下げというのは、原告が裁判をやめることで、当事者間で事実上話し合いがついた場合や請求内容が認められないだろうと諦めた場合が考えられる。いずれにしても、終局の形は当事者が選択することになる。
- 判決前に、決定や命令が出されることはあるのか。
- 終結させる方法としては無いが、和解に代わる決定というものはある。
- 少額訴訟債権執行というのは、どういうものか。
- 少額訴訟で判決が出たが、被告が支払いに応じない場合、少額訴訟債権執

行を申し立てることができる。判決を出した裁判所に申し立て、書記官が処分できる。

- 差し押える財産を調べるのは、裁判所か？原告か？
- 少額訴訟債権執行を申し立てる人が差し押える財産を自身で調べてもらうことになる。
- 実際に少額訴訟を申し立てて勝っても、現実にお金を払ってもらえず、泣き寝入りする人が多いのではないか。
- 少額訴訟のメリットは、身近な簡易裁判所で申し立てができることだが、差し押えるべき財産を見つけ出せないこともあるのが現状である。
- 司法委員には、どのような方がおられ、どのように事件を振り分けられているのか。
- 京都地裁管内には、現在137名、京都簡易裁判所は56名が司法委員に任命されている。年齢は40歳から73歳まで、任期は1年で、再任が認められている。職業については、技術アジャスター、弁護士、医師、税理士、不動産鑑定士など専門的な方もいる。
- 裁判所で司法委員になっていただく方をまず司法委員として任命し、そして、各事件ごとに、どなたに依頼するかを裁判所で選定し、委員の方に事件を依頼している。
- 被告は、呼出状が送られてきて、同時に答弁書の提出を求められるが、書

面提出の期限はどれくらいを設定されているのか。

- 裁判所に来ていただく日の1週間前までの提出をお願いしている。
- 呼出の日は、申立てがあってから、何日後くらいか。
- 1か月から1か月半くらいである。通常の事件に比べて、裁判を1回で終わらせる関係から、書類提出の準備も必要なので、裁判の期日までは、少し長めに取っている。
- 少額訴訟では、どのくらいの割合で通常移行を求められるのか。
- 過去5年で見ると、平成26年は26%、27年は29%、28年は30%、29年は28%、30年は24%という割合になっている。
- 事件数の推移については、民事訴訟全体の申立てが右肩下がりとなっていて、少額訴訟の件数も下がっているが、京都の減少が全国に比べて早い時期から始まっている理由は何か分析されているのか。
- 原因は分からないが、京都と全国の傾向を比べてみると、京都は、通常訴訟における弁護士の依頼率が全国に比べて3倍となっている。つまり、京都は本人訴訟の割合が低い。ということは、弁護士に依頼しない本人訴訟が中心なる少額訴訟は当然少なくなると考えている。双方とも本人とする訴訟は、簡裁においては、全国平均が74%のところ、京都は42%である。本人訴訟全体が少なければ、少額訴訟も少なくなってくる、それが京都の特徴の一つだと考えている。

- 例えば、被告が、絶対に自分が正しいと考えて、裁判所に行かなかった場合は、負けてしまうのか。
- 答弁書や準備書面を提出して、自分が正しいと主張していれば欠席裁判とはならず、裁判所としても審理するし、原告の請求棄却になる場合があるかもしれないが、基本的には、裁判に出てきていただきたいところである。
- 被告が何も提出せずに、出席もしないとなると欠席裁判となる。
- リーフレットについて、中を読むと、業者用に作成されているように見える。もっと個人向けの事例を載せてはどうか。
- このリーフレットは、どこに置かれているのか。
- 当庁では、正面玄関のラックに置いている。
- 裁判所以外で、一般の人が行くようなところには、置いていないのか。
- 京都府庁、市役所、区役所、警察等に配布させていただいている。
- 行政の窓口以外にも、大規模商業施設に置くというのはどうか。他にも、何かのイベントの際に少額訴訟の模擬裁判を行うなどして、アピールできるのではないか。
- 大規模商業施設などの特定施設にリーフレットを置けるかどうか問題があるところだが、裁判所に来庁された方、見学や傍聴に来られた方にリーフレットをお渡しして、そこで広報活動を行っているところである。
- 少額訴訟制度は、制度としてはとても良いものだが、もっと広めていくた

めには、どうすればよいのか。現状としては、裁判所に来庁された方にリーフレットを渡すというところまでしかできていない状況である。

- リーフレットではなく、ポスターを作成して多くの人の目につくところに貼るのはどうか。裁判所は、一般人にとっては敷居の高いところであり、まして、裁判の当事者にならない限り来庁することはないので、来庁者にリーフレットを渡すだけではなく、裁判所側からもっとアピールしていくべきだと思う。
- 法の日週間や憲法週間などには様々な広報活動をしているところだが、いただいた意見を踏まえて、少額訴訟制度をアピールしていけるか検討していきたいと思う。
- 裁判員裁判のようなDVDを作成したらどうか。裁判所でも相談窓口において適切なアドバイスがなされていると思うが、当事者に必要な書類についても説明しているのか。
- 記載例の書類の中にも、添付書類という形で記載しているし、こちらからも説明は行っている。
- リーフレットの配布だけでなく、配布先の行政の相談員の理解も必要になってくると思う。
- 少額訴訟制度のDVDを作ったらいいと思う。せっかく良い制度なのだから、もっと周知したらいい。少額訴訟は原則1回となっているが、例外もあ

ると伺った。裁判所としては、制度の趣旨から、例外は避けて1回で終局したいと思うのだろうが、書面提出までの日が短かったり、色々事情がある場合には、臨機応変に対応していただきたい。和解になる場合でも1回だけでなく2回でも対応していただきたい。

● 運用の問題として、和解の場合でも必ず1回で終わらせるというのではなく、場合によっては、続行という形をとってはどうか、ということか。

□ 期日については、各裁判体で柔軟に対応している。この点だけ確認できれば和解できそうだという場合において、判決します。ということはない。また、裁判所の職権で通常移行することもある。

今後も制度の趣旨を尊重しつつ、柔軟に対応するように心掛けていく。

○ 少額訴訟の費用について、リーフレットに一切記載されていない。裁判に勝ったときや負けたときに大体どれくらい費用がかかるのか、という費用面の情報があればもっと利用しやすいと思う。

□ 少額訴訟は訴額が60万円までなので手数料は最大で6,000円である。送達などに使用する郵便切手は5,000円程度納めてもらっている。

○ 弁護士費用も気になるところだが、裁判に負けた場合、どこまで負担させられるのか。

○ 負けた場合でも、相手方の弁護士費用まで負担するようなことはない。

○ 少額訴訟制度が、少額の金銭をめぐるトラブルを扱うというところが、こ

のリーフレットからはイメージしにくいと感じた。

- もう少し分かりやすいリーフレットを，ということか。
- 少額訴訟制度のPRについては，このリーフレットだけか。
- これだけである。
- 先ほどもあったが，リーフレットに具体例とかを載せてもっと詳しいものにして，こんなことで申し立てられるんだ，というのがわかればいいな，と思った。
- いただいた御意見を参考に，工夫できる点については実行に向けた検討を行っていきたい。